

綾瀬市工事請負契約における単品スライド条項の適用について

綾瀬市発注の公共工事において、鋼材類及び燃料油の高騰を踏まえて、綾瀬市工事請負契約約款第 25 条第 5 項の「単品スライド条項」を次のとおり適用することといたします。

1. 条項適用対象について

①対象品目

鋼材類、燃料油の 2 品目

②対象工事

実際の搬入月・購入月における格対象品目の実勢価格を用いて、当該工事の請負代金を再積算した場合に、当該金額よりも 1%以上変動する工事。

2. 請負代金額の変更の考え方

受注者からの請負代金額の請負代金額変更請求に基づき、対象品目の価格上昇に伴う増額分のうち、対象工事費の 1%を超える変更額(単品スライド変更額)を綾瀬市が負担します。

3. 適用日

平成 20 年 8 月 6 日

(適用日時点で継続中の工事及び適用日以降の新規契約工事が対象)

なお、詳細については神奈川県の実運用基準に沿って適用します。

神奈川県単品スライド条項運用マニュアル

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kendokeiri/tanpin/index.html>

【綾瀬市単品スライド条項の運用について(ポイント)】

(1) 条項適用対象となる「品目(工事材料)」

①条項適用となる品目

鋼材類：H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鋼材 2 次製品など
鋼材を主原料として構成されている材料。

燃料油：軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油

(注) 鋼材類のうち、鉄筋等が一部含まれているコンクリート二次製品等や
非鉄金属については対象外となります。

②条項適用となる範囲

各工事においてスライド額の対象となるのは、上記対象 2 品目のうち、
品目ごとの増加分が対象工事費の 1%を超える品目が対象となります。

鋼材類と燃料油の増加分の合計額が対象工事費の 1%を超えるものを適
用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、鋼材類の増加分だけが対
象工事費の 1%を超えている場合には鋼材類が適用対象品目となります。
燃料油についても同様となります。

(2) スライド条項の適用手続き

①申請時期、契約変更の時期

工期末の 2ヶ月前までに請求し、工期末に変更契約を行います。

部分引渡しを行う指定部分は、指定部分の工期の 2ヶ月前までに請求を
行います。

②証明書類の提出(必須)

契約者は、契約者が実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購
入先、搬入・搬入の時期を証明する書類(納品書・請求書・領収書の全て)
を提出する必要があります。

(3) スライド額の計算で用いる単価

①鋼材類：現場に搬入された月の実勢価格

(搬入月の物価資料の価格×落札率)と(実際の購入金)の低い方

(注)複数回に分けて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

②燃料油：購入された月の実勢価格

(搬入月の翌月の物価資料の価格×落札率)と(実際の購入金額)の低い方

(注1)複数回に分けて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

(注2)月ごとの購入数量が不明な場合は、工期中の各月の平均

(4) スライド額の計算で用いる対象数量

- ・設計内訳書に記載された数量
- ・各種資材の運搬のための燃料油で購入者が客観的に確認できるものは当該数量

(5) その他

①部分引渡しを行った工事の部分(工事代金の部分払いをしたもの)、部分払いの対象となった出来形(出来高)部分については、単品スライド条項を適用対象外とします。

②工期末が平成20年11月30日以前である工事についての適用申請は、10月1日までとします。